

なんでも早わかり

# 国保 ガイドブック



職場の健康保険などに加入した場合は、  
国民健康保険をやめる届出が必要です。

①ほっとするね 緑の府中



府中市市民部 保険年金課

電話 042-335-4044・4055(直通)

# もくじ

● 医療保険制度のしくみ	1
● 国保の運営について	2
● マイナ保険証	3
● 資格情報のお知らせ・資格確認書	4
● 後期高齢者医療制度	6
● 国保で受けられる給付	7
病気やけがをしたとき	7
一部負担金の割合	7
70歳～74歳の一部負担金の割合	8
いったん全額自己負担したとき(療養費)	9
医療費が高額になったとき(高額療養費)	10
限度額適用認定証	13
特定疾病により長期間高額な治療を必要とする場合	14
介護保険の受給者がいる場合	15
入院したときの食事代	16
出産育児一時金・葬祭費・移送費	17
● 国保で給付が受けられないとき	18
第三者によって傷病を受けたとき	18
● 国民健康保険税(国保税)	19
国保税の計算方法	21
均等割額の軽減制度	22
国保税の納め方	27
● 医療費を大切に	30
● 特定健康診査と特定保健指導	32
● こんなときには14日以内に忘れずに届出を…裏表紙	



# 医療保険制度のしくみ

医療保険とは、病気やけがをしたとき安心して医療を受けられるように、みんなでお金を出し合って、互いに助け合う制度です。

医療保険は、国民健康保険(いわゆる国保)のほか、会社員が加入する職場の健康保険(いわゆる社保)、公務員や教職員などが加入する共済組合などがあります。

国保に加入するのは、次のような方です。



国保には、都道府県と市区町村が共同保険者になって運営する国保と、自営業の方が加入する国保組合が運営する国保があります。

生活保護を受けている方などを除いて、必ずいずれかの医療保険に加入しなければなりません(国民皆保険)。外国籍の方も3か月を超えて日本に滞在する場合は、加入する必要があります。

## 医療保険(国民皆保険)

国 保		社 保	共済組合等
都道府県・市区町村	国保組合		
自営業の方、無職の方、パートの方など	業種ごとの組合に加入している自営業の方	会社員(扶養家族)	公務員・教職員(扶養家族)

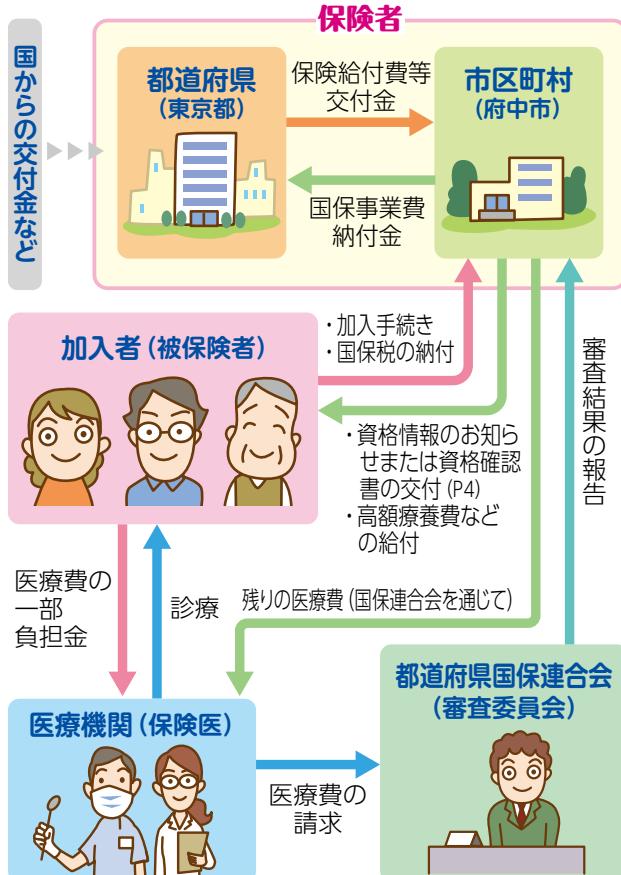
※都道府県・市区町村国保の被保険者と国保組合の被保険者が同一世帯に存在することは認められていません。

※75歳になると、「後期高齢者医療制度」(P6)で医療を受けます。



# 国保の運営について

国保は、平成30年度より国保財政の安定や効率的な事業運営を目的として、都道府県と市区町村が共同して運営しています。財政運営は都道府県が担い、各種届出の受付などの身近な窓口業務は、これまでどおり市区町村が担っています。



国保では、世帯の一人ひとりが被保険者となり、本人と被扶養者という区別はしません。

# マイナ保険証

## マイナンバーカードを保険証として利用できます

医療機関等の窓口で、マイナンバーカードを保険証として利用することができます(一部利用できない医療機関等があります)。

マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前に利用登録が必要です。

利用登録をしたマイナンバーカードを「**マイナ保険証**」と呼びます。

### 「マイナ保険証」利用のメリット

- 限度額適用認定証等がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。
- データ提供に同意すると、薬の履歴データや特定健診などの情報が医師や薬剤師に共有され、データに基づいた診断や処方が受けられます。
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されます。

### 利用登録の方法

暗証番号を設定したマイナンバーカードであれば、マイナポータルやセブン銀行のATMなどから保険証の利用登録をすることができます。

登録には数字4桁の暗証番号が必要です。

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード(顔認証マイナンバーカード)の場合は、顔認証が可能な機器が設置されている医療機関で利用登録をすることができます。



▲マイナポータル

### マイナンバーカードに関するお問い合わせ

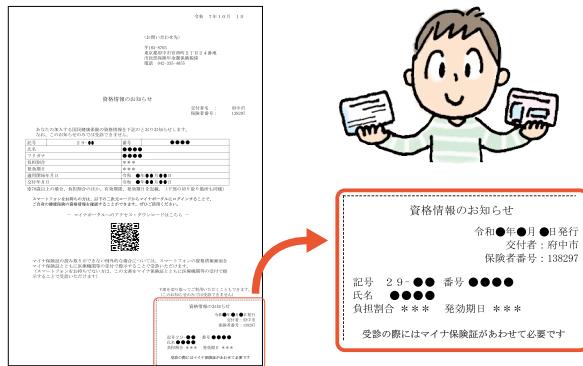
マイナンバー総合 フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日 9:30 ~ 20:00 土日祝 9:30 ~ 17:30

# 資格情報のお知らせ・資格確認書

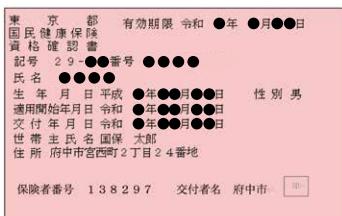
国民健康保険に加入されている方には、資格情報のお知らせまたは資格確認書のいずれかが交付されます。

## ◆ 資格情報のお知らせ



- マイナ保険証をお持ちの方に交付されます。資格情報のお知らせ単体では受診できません。右下を切り取り、マイナンバーカードと一緒に保管してください。
- 70歳以上の方は、一部負担金の割合や有効期限なども記載されます。

## ◆ 資格確認書



- マイナ保険証をお持ちでない方などに交付されます。
- 70歳以上の方は、令和7年8月1日以降は、一部負担金の割合なども記載されます。

## 医療機関等の受診方法

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。

今後は、いずれかを持参してご受診ください。

## ● 医療機関等を受診する際に必要なもの

### いずれかをご持参ください

<b>マイナ保険証</b>	保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、マイナ保険証です。医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り、受付をします。
	カードリーダーの不具合などマイナ保険証で受付ができなかった場合は、資格情報のお知らせ等をマイナンバーカードと併せて提示することでご受診いただけます。

<b>資格確認書</b>	マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方などに交付されます。資格確認書を提示することで、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまで通り医療にかかります。
	※70歳以上の方は、高齢受給者証の提示も必要です。ただし、令和7年8月1日以降は、資格確認書に一部負担金の割合が記載されるため、高齢受給者証は不要になります。

<b>保険証</b>	令和6年12月1日以前に府中市が交付した有効な保険証がお手元にある場合は、有効期限が切れるまで(最長で令和7年9月30日まで)使用できます。
	※70歳以上の方は、高齢受給者証の提示も必要です。

※マイナ保険証をお持ちの方が、利用登録の解除をされた場合には、資格確認書が交付されます。



# 後期高齢者医療制度



# 国保で受けられる給付

- 75歳になると、自動的に「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。
- 制度独自の資格確認書が交付されます。
- 保険料は被保険者一人ひとりが納めます。

## 後期高齢者医療制度の対象となる方

- 75歳以上の方
- 一定の障害がある  
65歳～74歳の方  
で、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方



※75歳になり、後期高齢者医療制度に移行する方の加入手続きは不要です。

## ◆対象となる日

- 75歳の誕生日当日
- 一定の障害がある  
65歳～74歳の方は、  
認定を受けた日



## 保険料は被保険者一人ひとりが納めます

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、被保険者一人ひとりが納めます。

## 病気やけがをしたとき（療養の給付）

病気やけがをしたとき、医療機関等にマイナ保険証等を提示すれば、一部負担金を支払うだけで次のような医療を受けられます。

- 診察・治療
- 入院・看護
- 医療処置・手術
- 薬や治療材料の支給
- 訪問診療・訪問看護 など



## 一部負担金の割合（自己負担割合）

一部負担金の割合は、年齢や所得によって異なります。

### 義務教育就学前

**2割**



### 70歳～74歳

**2割**または  
**3割**（現役並み所得者）

※判定方法の詳細はP8



### 義務教育就学～69歳

**3割**



一部負担金の割合が記載された資格情報のお知らせまたは資格確認書を、70歳になる月(1日が誕生日の方は前月)に世帯主宛に送付します。

記載された一部負担金の割合で受診できるのは、**70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)**からです。

## 70歳～74歳の一部負担金の割合

一部負担金の割合は次のように決まります。

■根拠規定：国民健康保険法第42条第1項第3号及び第4号、国民健康保険法施行令第27条の2、国民健康保険法施行規則第24条の2及び第24条の3

同一世帯に市民税課税所得（調整控除が適用される場合は控除後の金額）145万円以上の70歳～74歳の国保加入者がいる

はい

いいえ

70歳～74歳の国保加入者の総所得金額等（P20）から基礎控除（P20）を差し引いた額の合計が210万円以下である

いいえ

はい

世帯内の70歳～74歳の国保加入者が次のいずれかに該当する  
 ①1人で、収入が383万円未満  
 ②2人以上で、収入の合計が520万円未満  
 ③1人で、国保から後期高齢者医療制度（P6）に移行した方が同一世帯により、その方を含む収入の合計が520万円未満

いいえ

はい\*

**3割負担**

**2割負担**

\*府中市で収入を把握できない場合は、申請が必要になります。

国保で受けられる給付

毎年、8月1日～翌年7月31日までの間、その前年中（1月～7月は前々年中）の所得・収入により一部負担金の割合が世帯ごとに判定されます。70歳～74歳の国保加入者の方の一部負担金の割合は、世帯で同一となります。

## いつたん全額自己負担したとき（療養費）

次のような場合には、いつたん全額自己負担となります。保険年金課に申請すると、審査の後、一部負担金（2～3割）を除いた額が**療養費**として支給されます。なお、申請から支給まで2～3か月かかります。

※療養費の請求は時効があります。

こんなとき	申請に必要なもの	●世帯主と申請者の本人確認書類 ●預金通帳
緊急などでやむを得ず、マイナ保険証等を提示せずに治療を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●診療報酬明細書（レセプト）</li> <li>●領収書</li> </ul>	
医師が認めたコレセットなどの治療用装具を購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師の診断書・意見書</li> <li>●領収書</li> </ul>	
輸血のための生血代を支払ったとき（医師が認めた場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師の診断書・意見書</li> <li>●輸血用生血液受領証明書</li> <li>●領収書</li> </ul>	
柔道整復師の施術を受けたとき※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●療養費支給申請書</li> <li>●領収書</li> </ul>	
はり・きゅう、マッサージを受けたとき（医師が認めた場合）※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●療養費支給申請書</li> <li>●医師の同意書</li> <li>●領収書</li> </ul>	
海外滞在中に医療機関にかかるとき（治療目的での渡航は除く） ※2・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●診療内容明細書（Form A）</li> <li>●領収明細書（Form B・C）</li> <li>●領収書</li> <li>●調査に関わる同意書</li> <li>●パスポート等渡航のわかるもの</li> </ul>	

※1 国保を扱っている施術所で施術を受けた場合は、一部負担金のみの支払いとなるため申請不要です。

※2 書類が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文が必要です。

※3 日本で同等の保険診療を受けた場合にかかる費用の範囲内で支給されます。

国保で受けられる給付

## 医療費が高額になったとき（高額療養費）

同じ月内の医療費の負担が高額になり、自己負担限度額を超えて支払った場合、限度額を超えた分が**高額療養費**として後から支給されます。

支給対象になった方には、受診月の3か月後以降に、支給申請書を郵送します。必要事項を記入し、保険年金課に申請してください。

※自己負担限度額を超える高額な医療費を支払ったにも関わらず、申請書が届かない等ご不明な点がある場合はお問い合わせください。

## 69歳以下の方の自己負担限度額（月額）

同じ方が同じ月に同じ医療機関（外来、入院、歯科はそれぞれ別に計算）で、自己負担額を21,000円以上支払った保険診療分のみ合算します。

区分	限度額
ア	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% (多数回該当:140,100円)
イ	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1% (多数回該当:93,000円)
ウ	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% (多数回該当:44,400円)
エ	57,600円 (多数回該当:44,400円)
オ	35,400円 (多数回該当:24,600円)

差額ベッド代などの保険外費用や入院時の食事代は、高額療養費の対象外です。

## 70歳～74歳の方の自己負担限度額（月額）

すべての保険診療の自己負担額を合算します。

外来（個人単位）の限度額を適用したあとに、外来+入院（世帯単位）の限度額を適用します。

区分	外来（個人単位）の限度額	外来+入院（世帯単位）の限度額	
現役並み所得者	70歳以上で市民税課税所得690万円以上の方がいる世帯	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% (多数回該当:140,100円)	
	70歳以上で市民税課税所得380万円以上の方がいる世帯	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1% (多数回該当:93,000円)	
	70歳以上で市民税課税所得145万円以上の方がいる世帯	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% (多数回該当:44,400円)	
一般	一部負担金の割合が2割で、低所得II、IIに該当しない方	18,000円 <sup>*1</sup> 〈年間上限 144,000円〉	57,600円 〈多数回該当 44,400円〉
低所得	世帯主と国保加入者全員が市民税非課税の世帯	8,000円	24,600円
	世帯主と国保加入者全員の必要経費・控除（年金控除額は806,700円 <sup>*2</sup> として計算）を引いた所得が0円になる世帯	8,000円	15,000円

\*1 年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

\*2 令和7年7月までは80万円となります。

### ◆69歳以下と、70歳～74歳の方が同一世帯の場合

次の計算方法で合算することができます。

- 1 70歳～74歳の方の限度額を適用（上記参照）
- 2 1に69歳以下の21,000円以上の自己負担額を合算
- 3 69歳以下の限度額を適用（P10）

## 自己負担限度額の特例

### ◆多数回該当

過去12か月間に、同一世帯で高額療養費の該当が3回以上あった場合は、4回目から、多数回該当の自己負担限度額を適用します。

### ◆75歳になる月

国保と後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ2分の1になります。

### 東京都内での住所異動があったとき

東京都内での市区町村間の住所異動で世帯構成が変わらない場合、高額療養費の該当回数が通算されます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東京都	A市 ①	②	③						
府中市				④	⑤	⑥	⑦		

A市から府中市へ転居 ここから該当

また、異動した月については、異動前と異動後の市区町村の自己負担限度額がそれぞれ2分の1となります。

異動した月に75歳に到達する場合は、限度額がさらに2分の1となります。



## 限度額適用認定証

入院、外来受診時の一一部負担金について、マイナ保険証もしくは限度額適用認定証\*を利用してことで、医療機関等の窓口での1か月のお支払いが自己負担限度額までとなります。

### ①マイナ保険証を利用する場合

医療機関等の窓口でマイナ保険証を提示してください。事前申請は不要です。

### ②限度額適用認定証を利用する場合

マイナ保険証をお持ちでない場合は、限度額適用認定証を資格確認書と併せて医療機関等の窓口に提示してください。限度額適用認定証の発行には申請が必要です（オンライン申請可）。

\*区分オ、低所得II・Iの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」

※国保税に滞納がある場合は限度額の適用ができないことがあります。

※一部の医療機関等ではマイナ保険証を利用できない場合があります。

※市民税非課税世帯で直近1年間の入院日数が90日を超える方は、食事代が減額になります（長期入院）。マイナ保険証を利用の場合も、長期入院については申請が必要となります。

### ◆申請できる方

- ・69歳以下の方
- ・70歳～74歳で下記の区分の方

低所得II・I

現役並み所得者II・I



※現役並み所得者IIと一般の区分の方は、交付申請は不要です。

### ◆申請に必要なもの

- ・世帯主と対象者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・申請者の本人確認書類  
(マイナンバーカードや運転免許証など)



▲限度額適用認定証  
申請ページ

※限度額適用認定証を提示せず限度額を超えて自己負担した場合は、高額療養費が後から支給されます。P10-11をご覧ください。

世帯主と国保加入者全員の所得申告をしていない世帯の場合、限度額を正確に判定できません。申告を忘れずにしましょう。

## 高額療養費の受領委任払制度

受領委任払いとは、高額療養費の受け取りを被保険者から医療機関に委任することで、府中市が医療機関に高額療養費を直接支払う制度です。これにより、医療機関の窓口で支払う医療費は、その世帯の自己負担限度額までとなります。なお、保険適用外の費用や、入院時の食事代は別途自己負担となります。

### ◆利用できる方

病院が委任払いを受け付けており、病院への支払いが困難な方。

※国保税の納付状況により、利用できない場合があります。

## 高額療養費の貸付制度

通常は高額療養費が支給されるまで、早くても4か月程度かかります。いったん窓口で医療費を支払った後、すぐに高額療養費が必要なときは、貸付を申請することにより高額療養費支給見込額の90%を先に受け取ることができます。

### ◆利用できる方

病院への支払いが終わっており、国保税を滞納していない方。

## 特定疾病により長期間高額な治療を必要とする場合

「特定疾病療養受療証」を医療機関等の窓口に提示することで、自己負担限度額は1か月10,000円となります。

証の交付を受ける方は、世帯主と対象者のマイナンバーカードまたは通知カード、申請者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）、医師の意見書をお持ちのうえ保険年金課に申請してください。

## 厚生労働大臣指定の特定疾病

- 人工透析が必要な慢性腎不全（69歳以下で限度額区分（P10）がア・イの方の自己負担限度額は1か月20,000円）
- 先天性血液凝固因子障害の一部
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

## 介護保険の受給者がいる場合

### ◆高額医療・高額介護合算療養費

介護保険の受給者がいる世帯の場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に自己負担の年額を合算して、下記限度額を超えた分が支給されます。

### 自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）

#### ●69歳以下の方

区分	限度額
ア	212万円
イ	141万円
ウ	67万円
エ	60万円
オ	34万円

#### ●70歳～74歳の方

区分	限度額
現役並み 所得者	Ⅲ 212万円
	Ⅱ 141万円
	I 67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得I	19万円



※区分の所得要件については、P10・11をご覧ください。

## いろいろな医療費助成制度

青	府中市子ども医療費助成制度	府中市 子育て応援課 ☎042-335-4100
子	府中市ひとり親家庭等医療費助成制度	
乳	東京都心身障害者医療費助成制度	府中市 障害者福祉課 ☎042-335-4162
親	東京都難病等医療費助成制度	
障		
都		

## 入院したときの食事代

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代を一部自己負担します。



### ◆入院したときの食事代（1食あたりの標準負担額）

一般（下記以外の方）		510円* <sup>1</sup>
区分才・低所得II	区分才・低所得II・Iの該当期間の入院が、過去1年間で90日以内	240円
	区分才・低所得II・Iの該当期間の入院が、過去1年間で91日以上	190円* <sup>2</sup>
低所得I		110円

\*1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者等の方は 300円

\*2 申請が必要です。

※区分才・低所得II・Iの方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。申請についてはP13をご覧ください。

※区分才・低所得II・Iの判定方法については、P10・11をご覧ください。

### ◆療養病床に入院する場合の食事代・居住費

65歳以上の高齢者が療養病床に入院するときには、食事代・居住費の一部を自己負担します。

	食事代 (1食につき)	居住費 (1日につき)
一般（下記以外の方）	510円*	
区分才・低所得II	240円	370円
低所得I	140円	

\*一部医療機関では470円

※入院医療の必要性の高い状態が継続する患者および回復期リハビリテーション病棟に入院している患者の方は、食事代が上記「入院したときの食事代」と同額になります。

※指定難病患者の方は、居住費が0円となります。

※区分才・低所得II・Iの判定方法については、P10・11をご覧ください。

## 出産育児一時金【50万円】\*

\*産科医療補償制度未加入の場合は48万8千円

被保険者が出産したときに支給されます（妊娠85日以降であれば、死産・流産でも支給）。原則として、府中市から医療機関に直接支払われます（直接支払制度）。



※国保の直前に、被用者保険（社保）に被保険者本人として1年以上加入していた方が、国保の被保険者となって6か月以内に出産したときは、以前に加入していた被用者保険からの支給を受けられることがあります。（ただし船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度に加入していた方は、国保から支給を受けられません。）

※直接支払制度を利用せず、市役所から出産育児一時金を受け取ることもできます。その場合は保険年金課へ、預金通帳、合意文書（写）、領収・明細書（写）、世帯主と出産した方のマイナンバーカードまたは通知カード、申請者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）をお持ちください。

### ※出産育児一時金受取代理制度

出産予定日の2か月前以降、申請により出産後50万円以内の額を市が病院等に直接支払います。残額がある場合は、その分を申請者に支払います。

### ※出産育児一時金の貸付制度

出産予定日の1か月前以降、申請により39万円を事前貸付し、出産後11万円（産科医療補償制度未加入の場合は9万8千円）を支給します。出産育児一時金を充当するため、返済不要です。

## 葬祭費【5万円】

被保険者が亡くなり、その葬祭（葬儀）を行った方へ支給されます。届出に必要なものは、ガイドブックの裏表紙をご参照ください。オンライン申請もご利用いただけます。

※葬祭費の請求は時効があります。



▲葬祭費支給申請ページ

## 移送費

重病での入院や、緊急転院などで移送の費用がかかったとき、申請して必要と認められたときに支給されます。医師による指示が必要です。

●医師の意見書 ●領収書 ●預金通帳

●世帯主と対象者のマイナンバーカードまたは通知カード

●世帯主と申請者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）

## ◆病気とみなされないもの

- 健康診断、人間ドック
- 予防注射 ● 正常な妊娠、分娩
- 歯列矯正 ● 美容整形
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 軽度のわきががやしみ など



## ◆業務上のがや病気

労災保険の対象になります。

## ◆国保の給付が制限されるもの

- 故意の事故や犯罪による傷病
- けんかや泥酔などによる傷病
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき



## 第三者によって傷病を受けたとき

第三者の行為\*によってがや病気をしたとき、医療費は加害者が全額負担するのが原則です。しかし、一時的に医療費の負担が困難な場合は、**保険年金課**に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出のうえ、府中市国保を使用して受診することができます。この場合の府中市で負担した医療費については、後で加害者に請求します。



**\*交通事故、食中毒、動物咬傷など**

### 示談は慎重に

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保による給付が受けられなくなります。示談をする前に、必ず**保険年金課**へ相談してください。

国保税は、みんなの医療費にあてられる国保の大切な財源です。万一の病気やけがに備えて、必ず納期限内に納めましょう。

国保税は、世帯主が世帯全体分を納付します。

## 国保税は資格を取得した月から課税されます

国保税は国保の被保険者としての資格を得た月(例えば職場の健康保険をやめたり、他の市区町村から転入したりした月の分)から課税されます。

## 年度途中で加入や脱退をした場合

年度の途中で加入、脱退した場合は、加入月から脱退月の前月までの月割計算(年税額×加入月数/12)となります。届出をした月ではありませんので、ご注意ください。

脱退届を提出した場合は、翌月中旬までに税額変更(減額)通知を送付します。納め過ぎがあれば払戻しします。

## 最近転入してきた方の場合

最近転入した方の国保税の基となる前年中の所得は、前住所の市区町村に問合せします。月末までに所得が判明しない場合は、いったん均等割額のみを請求しますので、その翌月以降に所得割額を追加請求することができます。

## 納税通知書は世帯主に

納税通知書は、毎年7月半ばに世帯主あてに送付します。7月以降に加入届を提出した場合には、届出の翌月中旬までに送付します。国保税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に入加入していくなくても世帯の中に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

## 国保税の決め方

前年中の所得から計算する所得割額と、加入者一人ひとりにかかる均等割額を合算して世帯ごとに国保税額を決定します。

### 府中市国民健康保険税(国保税) 令和7年度(年額)

医療分		後期高齢者支援金分		介護分(40歳~64歳)	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
算定基礎額 × 5.05%	23,720円 × 人数	算定基礎額 × 1.64%	7,440円 × 人数	算定基礎額 × 1.64%	9,840円 × 人数
課税限度額 65万円		課税限度額 24万円		課税限度額 17万円	

算定基礎額とは、収入から経費(給与所得控除、公的年金控除を含む)を引いた所得(総所得金額等※1)から、基礎控除(43万円※2)を除いた額です。

※1「総所得金額等」は、総所得金額、山林所得金額、分離課税分の土地建物等に係る長期(短期)譲渡所得金額(特別控除適用後)、株式等に係る譲渡所得金額、分離課税分の上場株式等の配当等所得金額、先物取引所得金額の合計金額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

※2 合計所得金額が2,400万円を超えると、段階的に減額。

配偶者控除、扶養控除、保険料控除、医療費控除、雑損控除などは適用がありません。退職所得は課税対象外です。

## 国保税の計算方法

4月～翌年3月を1年度とし、その前年の所得によります。

### 1 所得割額 (加入者の所得に応じて計算する)

- 医療分 = 国保加入者の算定基礎額 × 5.05%
  - 支援金分 = 国保加入者の算定基礎額 × 1.64%
  - 介護分 = 40歳～64歳の算定基礎額 × 1.64%
- ※算定基礎額 = 各所得の合計 - 基礎控除(P20参照)

### 2 均等割額 (加入者の人数に応じて計算する)

- 医療分 = 国保加入者の人数 × 23,720円
- 支援金分 = 国保加入者の人数 × 7,440円
- 介護分 = 40歳～64歳の加入者数 × 9,840円

### 3 年税額の計算

- 医療分 = 医療分所得割額 + 医療分均等割額 - 100円未満
- 支援金分 = 支援金分所得割額 + 支援金分均等割額 - 100円未満
- 介護分 = 介護分所得割額 + 介護分均等割額 - 100円未満
- 年税額 = 医療分 + 支援金分 + 介護分

国保税の納め方は、年齢によって異なります。

### 40歳未満の方

医療分と後期高齢者支援金分を合わせて国保税として納めます。



### 年度の途中で40歳になるとき

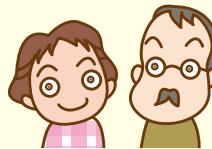
40歳になる月(誕生日が1日の方はその前月)から介護分を納めます。

## 40歳～64歳の方 (介護保険の第2号被保険者)

医療分と後期高齢者支援金分に介護分を加えて、国保税として納めます。

## 国保税

医療分
後期高齢者支援金分
介護分



## 年度の途中で65歳になるとき

65歳になる前月(誕生日が1日の方はその前々月)までの介護分を、国保税として納めます。

## 65歳～74歳の方

(介護保険の第1号被保険者)

医療分と後期高齢者支援金分を合わせて国保税として納め、介護保険料は別に納めます。



## 国保税

医療分
後期高齢者支援金分

原則として年金から差し引かれます。ただし、年金が年額18万円未満の方は、納付書等で納めます。

## 介護保険料

原則年金からの天引き

## 均等割額の軽減制度（申請不要）

## ◆所得要件による軽減

世帯主と国保加入者・特定同一世帯所属者の所得により、均等割額を減額します。

軽減の判定に必要なため、前年内に収入がなかった方も市民税課・保険年金課で所得申告をお願いします。

軽減率	軽減基準額（軽減判定所得）の計算方法
7割	430,000円+100,000円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	430,000円+305,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+100,000円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	430,000円+560,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+100,000円×(給与所得者等の数-1)以下

軽減判定所得は、概ね基礎控除(43万円)適用前の算定基礎額と同じです。異なる点は次のとおりです。

- 65歳以上の公的年金所得は、15万円の特別控除
- 譲渡所得の特別控除は適用しません
- 事業専従者給与の支払額の控除は適用しません
- 事業専従者給与収入は収入としません
- 雑損失の繰越控除は適用します

軽減判定所得は、被保険者でない世帯主についても対象になります。

\*給与所得者等の数は、一定の給与所得者(給与所得55万円超)の人数と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける人数の合計を表します。なお、これらに該当する方が世帯にいない場合、(給与所得者等の数-1)はゼロとして計算します。

\*特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した方で、国保の世帯主と引き続き同一の世帯に所属している方のことを行います。

## ◆未就学児の軽減

国保加入者である未就学児分の均等割額が半額になります。所得要件による軽減を受けている世帯は軽減後の均等割額がさらに半額になります。

\*令和4年度分以降の国保税に適用されます。

\*令和7年度分の場合、平成31年4月2日以降に生まれた方が対象になります。

## 非自発的離職に伴う国保税の軽減制度（要申請）

### 1 軽減制度の内容

会社の都合等で離職を余儀なくされた方の負担の軽減のため、国保税の算定及び高額療養費等の所得区分判定を行う際に、前年の給与所得（他の所得は対象外）を30/100とみなして計算します。

### 2 軽減制度の対象期間

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（以下、雇用保険受給資格者証等）に記載されている離職日の翌日の属する月から翌年度末（3月末）までです。

●注意：雇用保険の失業手当を受ける期間とは異なります。

### 3 対象となる方

次のいずれにも当てはまる方が対象となります。

- ①離職時点で65歳未満の方
- ②対象期間の国保税の算定にかかる給与所得がある方
- ③ハローワークで失業の認定を受け、次の事由に該当された方

(1)雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）  
「離職理由」欄が次のコード「11、12、21、22、31、32」

(2)雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）  
「離職理由」欄が次のコード「23、33、34」

●注意：コードは雇用保険受給資格者証等の離職理由欄に記載されています。

### 4 届出の方法

雇用保険受給資格者証等、マイナンバーカードまたは通知カード、申請者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）を持参し、保険年金課へ届出をしてください。なお、オンラインでの届出も可能です。国保税への適用は通常、届出の翌月中旬までに納税通知書でお知らせします。



▲非自発的失業  
軽減申請ページ

## 旧被扶養者にかかる国保税の減免（要申請）

75歳に到達する方が会社などの健康保険から、後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族が健康保険から脱退する場合には、国保に加入する手続きが必要です。

これに伴い、65歳以上の被扶養者の方が新たに国保に加入する場合は、資格取得日の属する月から2年間均等割額が2分の1免除となります。なお、所得割額は当分の間全額免除となります。

対象の方は納期限までに、保険年金課へ申請してください。

## 産前産後期間の国保税の免除(要申請)

国保に加入している方が出産した場合、国保税が免除されます。

### ◆対象となる方

出産(予定)日が令和5年11月以降の国保加入者(以下、「出産被保険者」という)

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む)をいいます。

### ◆免除の対象期間(=産前産後期間)

出産(予定)月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は出産(予定)月の3か月前から6か月間



### ◆免除内容

出産被保険者の国保税の所得割額と均等割額から、産前産後期間相当分が減額されます。適用は原則、届出の翌月中旬までに世帯主宛に納税通知書でお知らせします。

### ◆届出の方法

出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。本人確認書類、母子健康手帳などの出産(予定)日が確認できるもの、マイナンバーがわかるものを持参し、保険年金課へ届出をしてください。なお、郵送での届出も可能です。

### ◆その他

届出がない場合でも、市で出産の事実が確認できた場合は、職権で減額する場合があります。

## 国保税の納め方

### ◆口座振替

※QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

各納期限にご指定の口座から引き落とします。

### ①預金口座振替依頼書による申込み

依頼書に必要事項を記入のうえ、届出印を押印し、郵送等でお申込みください。※納期限の**45日前**までに必着。

### ②金融機関のキャッシュカードによる申込み

口座名義人ご本人が、金融機関のキャッシュカード、本人確認書類(マイナンバーカード等)を持参し、納期限の**14日前**までに保険年金課または納税課窓口で手続きしてください。

その他詳細は府中市ホームページをご覧ください。

▲府中市ホームページ  
(口座振替による納付)



▲府中市ホームページ  
(口座振替による納付)

### ◆キャッシュレス決済

地方税共同機構が提供する「地方税お支払いサイト」を利用し、納付書の表面に印字されたeL-QR(QRコード)を読み取って納付



エル・キュアール

eL-QR



いつでもどこでもキャッシュレス納付

QRコード

で

読み取って

納付

ができます。

QRコード

</div

## 年金特別徴収(年金からの天引きによる納付)

### ◆年金からの天引きとなる条件

65歳～74歳の世帯主であって、次の①～④のすべてに当てはまる方が対象となります。

■根拠規定：地方税法第706条、地方税法施行令第56条の89の2

①世帯主が国保に加入しており、なおかつ世帯の国保加入者全員（世帯主も含む）が65歳～74歳であること

※年度途中で75歳に到達する国保加入者がいる場合は、年金天引きを実施しません。

②世帯主の天引き対象年金の年額が18万円以上であること

③府中市の介護保険料が年金天引きになること

④介護保険料と、国保税額の合計が、天引き対象年金の受給額の半分を超えないこと

### ◆翌年度以降の天引き方法

前年度の2月に特別徴収した額と同額を仮徴収額として、4・6・8月の年金から納めていただきます。

※年度の途中で年金天引き開始となる方の納付方法は、これとは異なる場合があります。詳しくは納税通知書等でご確認ください。

### ◆納付方法の変更について

年金からの天引き対象となった場合でも、口座振替による納付方法に変更することができます。中止したい年金支給月の3か月前の月末までに保険年金課へお申出ください。

※詳しくは保険年金課までお問合せください。

## 国保税を納めないと…

国保税を納めないと、次のような措置がとられます。

### 納期限を過ぎると…

納期限が過ぎると、**督促状**が送付されます。延滞金が課せられることもあります。



### それでも納めないと…

長期にわたる滞納者には「**特別療養費の支給\*に変更する旨の事前通知**」が交付されます。



\*医療費はいったん全額自己負担となり、後日申請により7割または8割を支給します。ただし、滞納となっている保険税に充当される場合があります。

### さらに滞納が続くと…

国保の給付が全部または一部差し止められます。



滞納が続き納付相談等にも応じない場合には、財産の差押えなどの処分や介護保険の給付が制限されることもあります。

## 納付が困難な場合はご相談を

国保税の納期内の納付が困難な場合は、早めに納税課（☎042-335-4460・4462）へ相談してください。



# 医療費を大切に

私たちの医療費は、年々増える傾向にあります。国保が負担する費用が増え続けると、国保制度を維持することが難しくなります。いつまでも誰もが安心して医療を受けられるように、日頃から健康新づくりや上手な受診を心掛け、医療費を大切にしましょう。

## ◆かかりつけの医師・薬剤師を持ちましょう

日常的な病気の治療や相談に応じてくれる「かかりつけ医」、薬の相談や管理をしてくれる「かかりつけ薬剤師」を決めておくと安心です。



## ◆「重複受診」や「頻回受診」はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかる「重複受診」や、一定回数以上受診する「頻回受診」は、初診料や薬の重複など、医療費の増加につながります。さらに、同じ検査や処置による体への負担や副作用が心配されます。まずは、かかりつけ医に相談しましょう。



## ◆診療時間を守りましょう

休日や時間外の医療費は、通常よりも高く設定されています。緊急性がなければ、診療時間内に受診しましょう。休日や夜間に子どもの急病で心配なときは、こども医療でんわ相談（#8000）を利用しましょう。



## ◆お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳があれば、どの調剤薬局でも現在服用している薬がわかります。薬の重複や飲み合わせをチェックできるので、多剤併用（ポリファーマシー）による副作用を防ぐことができます。また、お薬手帳は1冊にまとめましょう。また、マイナンバーカードを保険証として利用し、同意をすると自身の薬剤情報を医療機関や調剤薬局等でも閲覧できます。



## ◆飲み残しの薬があったら相談しましょう

家に飲み残した薬はありませんか？ 調剤薬局に持っていくと、お医者さんとも相談して処方を調整してくれる場合があります。



## ◆ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）と効能や効果は同等なのに安価で安心な薬です。なお、ジェネリック医薬品がある先発医薬品（新薬）を希望すると、その価格差の4分の1相当額を負担する場合があります。薬代の節約にもつながるため、ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう。

## ◆医療費のお知らせ

国民健康保険加入期間中にマイナ保険証等を使用し医療機関を受診された方へ、医療費通知を発送しています。自分自身の健康と医療について振り返り、適正な受診を心掛けましょう。なお、診療内容は記載されません。

また、医療費通知情報はマイナポータルからも取得することができます。

# 特定健康診査と特定保健指導

特定健康診査と特定保健指導は、国保や社保などの保険者が、被保険者のみなさんの健康づくりのために行うものです。

特定健康診査によって、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの該当者および予備群を早期に発見して、その結果から特定保健指導の対象者を選定し、対象者に合わせた保健指導を行って生活習慣の改善を目指します。



## 特定健康診査の対象は、 40歳～74歳の国保被保険者です

対象者の方には、「受診券」をお送りします。実施期間内(令和7年7月1日～9月30日)に、協力医療機関で受診するようにしましょう。

### 府中市特定健康診査検査項目

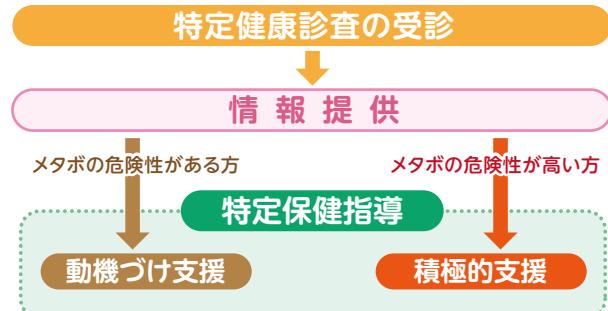
● 身体計測 [身長、体重、腹囲、BMI]	● 血圧測定
● 血液検査 [中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST、ALT、γ-GTP、尿酸、クレアチニン、血糖、HbA1c、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット]	● 尿検査 [糖、蛋白]
	● 胸部X線検査
	● 心電図検査

- 問診
- 眼底検査  
(医師の判断で追加される項目)

## 健康診査結果を指標にして 特定保健指導を行います

特定健康診査を受けたすべての方に対して、必要な情報提供を行います。また、メタボリックシンドロームのリスクがあり、食生活の改善や運動を行うことによって生活習慣病の予防効果が高まると考えられる方には「特定保健指導」が行われます。

対象となった方は保健指導を受けて、生活習慣病を未然に防ぎ、健康寿命をのばすための生活習慣を身につけましょう。



## 年1回の健康診査で 健康チェックを忘れずに!

府中市の国保に加入している方は、特定健康診査や特定保健指導を無料で受けることができます。生活習慣病の早期発見や、現在の健康状態を把握するために毎年健診を受けることが大切です。

保健指導は、専門家による栄養・運動の指導や助言を受けられる絶好の機会なので、ぜひご利用ください。

# こんなときには14日以内に忘れずに届出を

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	都外から転入してきたとき	● 転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	● 職場の健康保険をやめた証明書(社会保険資格喪失証明書等)
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	● 被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書
	都外に転出するとき	● 保険証または資格確認書
	職場の健康保険に加入したとき	● 職場の健康保険に加入した日が分かるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書など)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	● 国保の保険証または資格確認書
被保険者が死亡したとき		● 亡くなった方の保険証または資格確認書 ● 葬儀代の領収書等 ● 葬祭を行った方の預金通帳 ● 葬祭を行った方のマイナンバーカードまたは通知カード(被保険者のものは不要) ● 葬祭を行った方の本人確認書類
	生活保護を受けるようになったとき	● 保険証または資格確認書 ● 保護開始決定通知書
その他の届出	都内で住所が変わったとき	府中市に転入 ● 転出証明書
		府中市から転出 ● 保険証または資格確認書
	府中市内で住所が変わったとき	● 保険証または資格確認書
	世帯主や氏名が変わったとき	● 保険証または資格確認書
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	● 保険証または資格確認書
修学のため、別に住所を定めるとき		● 保険証または資格確認書
		● 在学証明書

● 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)  
● マイナンバーの確認できる書類(マイナンバーカードまたは通知カード)

※国民健康保険に係る全ての手続きにおいて、有効な保険証や資格確認書をお持ちでない場合は、保険証や資格確認書の持参は不要です。

※届出に必要なものは、記載されているもの以外に必要な場合があります。

制度改正等により、内容が一部変更になる場合があります。



植物油インキを使用しています



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルフォントを採用しています。